

地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾事務処理要領

(目的)

第1条 この要領は、佐倉市契約事務要綱（平成13年4月1日施行）第32条第1号の規定により、佐倉市と建設工事請負契約（以下「請負契約」という。）を締結している請負者（以下「請負者」という。）が、平成20年10月17日付け国土交通省総建発第197号等通知（以下「建設流通政策審議官通知」という。）に規定された地域建設業経営強化融資制度（以下「融資制度」という。）を利用する場合における、工事請負代金債権（以下「債権」という。）の譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(対象工事)

第2条 融資制度に係る債権の譲渡を承諾できる対象工事は、佐倉市が発注する建設工事とする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（第167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった工事は対象外とする。

2 債権譲渡の承諾は、1請負契約について1回とする。

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される債権は、当該請負工事が完成した場合における検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金から既に支払いをした前払金、中間前金払、部分払金及び請負契約により発生する佐倉市の請求権に基づく金額を控除した額の全額である。ただし、請負契約が解除された場合においては、出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既に支払いをした前払金、中間前金払、部分払金及び請負契約により発生する違約金等の佐倉市の請求権に基づく金額のうち、工事履行保証契約等により確保されなかった金額を控除した額の全額である。

2 請負契約の内容に変更が生じた場合の譲渡される債権は、請負代金額の増減に連動して債権譲渡額も増減するものである。

(債権譲渡人及び債権譲受人の範囲)

第4条 債権の譲渡人は融資制度を利用しようとする請負者（以下「債権譲渡人」という。）とし、工事請負代金債権の譲受人（以下「債権譲受人」という。）は融資制度を行うために一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡を承諾する時点は、当該工事の出来形が、佐倉市により2分の1以上に到達したと認められた日以降とする。なお、承諾に当たっての当該出来形の確認については、工事履行報告書（様式第2号）の受領をもって足りることとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第6条 債権譲渡の承諾申請に際しては、債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の

各号に掲げる書類を佐倉市に提出するものとする。この場合において、書類の提出は契約担当課に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 3通
- (2) 工事履行報告書（様式第2号） 1通
- (3) 様式第3号に準拠した締結済の債権譲渡契約証書の写し 1通
- (4) 発効日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
- (5) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により債権譲渡について承諾が義務付けられている場合は、保険者又は保証者による必要な承諾を受けている旨を証する書類 1通

（債権譲渡の承諾基準）

第7条 債権譲渡は、別表の各項目全てが確認された場合に承諾するものとする。

（債権譲渡の承諾）

第8条 債権譲渡の承諾は、第6条による債権譲渡の承諾申請書類の提出を受けた後、第7条別表の事項を確認したうえで、債権譲渡承諾書（様式第1号）を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付することにより行う。

- 2 前項の交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後遅滞なく行うものとする。
- 3 債権譲渡を承諾した場合は、直ちに債権譲渡整理簿（様式第4号）に記載する。
- 4 債権譲渡承諾書（様式第1号）を当該工事の支出負担行為伝票に綴り合せて保管する。
- 5 債権譲渡承諾書（様式第1号）の写しを当該工事の契約書に綴り合せて保管する。
- 6 債権譲渡承諾書（様式第1号）の写しを会計管理者にあて送付する。

（債権譲渡の不承諾）

第9条 第6条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出が無い場合又は第7条に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。

- 2 前項の場合には、速やかに、債権譲渡不承諾通知書（様式第5号）により通知するとともに、債権譲渡整理簿（様式第4号）に別様を設けて、その旨記載する。

（出来形確認）

第10条 融資制度における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認が必要場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。

- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、工事出来形確認協力依頼書（様式第6号）を佐倉市に対して提出するものとする。
- 3 前項の工事出来形確認協力依頼書（様式第6号）の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

（融資実行の通知）

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第8条第1項の承諾後、金銭消費貸借契

約等を締結し、当該契約に基づき融資等が実行された場合には、速やかに連署にて、佐倉市に融資実行報告書（様式第7号）を提出するものとする。

2 工事請負契約に変更が生じた場合は、債権譲渡人は、遅滞なく債権譲受人に変更後の契約書の写しを提出するものとする。

3 佐倉市は、融資実行報告書を受領した場合は、以後の工事請負代金の支払いを債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

（請負代金等の請求）

第12条 債権譲受人は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事代金債権の範囲内で、支払いを請求することができる。なお、債権譲渡承諾後は、債権譲渡人は請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲受人が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払いを請求するときは、次の各号に掲げる書類を佐倉市に対し提出させるものとする。

（1）工事請負代金請求書（様式第8号） 1通

（2）佐倉市の承諾印押印済みの債権譲渡承諾書（様式第1号）の写し 1通

（3）発行日から3ヶ月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

（4）債権譲渡契約証書（様式第3号）の写し 1通

3 債権譲渡された請負代金の支出伝票には、摘要欄に「債権譲渡（請負人の商号分）」と朱書きする。

（不正時の対応）

第13条 融資制度の監督庁、債権譲受人の監督庁、振興基金又は捜査機関等が、請負人や債権譲受人が融資制度に関し不正を行ったと認めるときは、佐倉市は、当該不正を行った請負者又は債権譲受人を第4条の規定にかかわらず、債権譲渡人又は債権譲受人の対象から除外するものとする。

2 請負者や債権譲受人が佐倉市に提出した書面が明らかに内容の虚偽、偽造又は改ざんがなされた不正なものであったときは、佐倉市は、融資制度の監督庁、債権譲受人の監督庁、振興基金及び捜査機関にその事実を通報するものとする。

（電子記録債権を活用したスキームに係る特則）

第14条 融資制度に係る債権譲渡の事務処理のうち、電子記録債権を活用したスキームに係る事務処理については、次の各号のとおり取り扱う。

（1）第11条については、以下のとおり読み替える。

（債権譲渡実行の通知）

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第8条第1項の承諾後、債権譲受人を債務者とし、債権譲渡人を債権者とする電子記録債権を発行させ、債権譲渡人がこれを受け取った場合には、速やかに連署にて、発注者に債権譲渡実行報告書（別記様式第7号の2）を提出するものとする。

2 発注者は、債権譲渡実行報告書（別記様式第7号の2）を受領した場合は、以後の工事請負代金の支払を債権譲受人が指定した口座に行うものとする。

(2) 前条までのうち、別記様式第1号、別記様式第3号及び別記様式第7号とあるのは、それぞれ別記様式第1号の2、別記様式第3号の2及び別記様式第7号の2と読み替える。

附 則

この要領は、平成20年12月22日から施行し、平成33年3月31日までの間に限り効力を有する。

附 則

この要領は、令和3年3月31日までの間に限り効力を有する。

附 則（令和3年5月19日決裁 佐契第134号）

この要領は、令和8年3月31日までの間に限り効力を有する。

(第7条別表)

地域建設業経営強化融資制度に係るチェックリスト

工事名 _____

請負者 _____

申請書類の受領 (_____ 年 _____ 月 _____ 日)

1. 債権譲渡の対象工事		
	(1)定められている基準を満たしている。	
2. 申請書類		
(1)債権譲渡承諾依頼書(様式第1号)		
	①債権譲渡依頼書、承諾書の書式が指定の様式であるか。	
	②承諾依頼書の日付の確認。	
	③工事契約の工事名、工期と合致するか。	
	④工事請負契約は解除されていないか。	
	⑤譲受人は(財)建設業振興基金から債務保証を受けられる団体であるか。	
	⑥請負者、請負代金額、前払金額、中間前払金額、既部分払金額、債権譲渡額を確認。	
	⑦譲渡人及び譲受人の印影を印鑑証明書で確認。	
(2)債権譲渡契約証書(様式第3号)		
	①内容が様式第3号に準拠した契約証書であるか。	
	②譲渡人、譲受人が様式第1と一致するか。	
	③第1条第1項(1)～(7)が様式第1号と一致するか。	
	④譲渡人及び譲受人の印影を印鑑証明書で確認。	
(3)譲渡人及び譲受人の印鑑証明書(3ヶ月以内)		
(4)工事履行報告書(様式第2号)		
	①工事進捗率が2分の1以上であるか。	
(5)保証人の承諾書(保証契約約款において必要とされる場合)		

↓

債権譲渡承諾のための決裁手続き

↓

債権譲渡整理簿(様式第4号)の整理

↓

3. 債権譲渡承諾書(様式第1号)発行		
	(1)承諾日と確定日が同日であることを確認し、承諾書を3通作成、2部を交付。	
4. 融資実行の報告(譲受人から譲渡人へ融資が実行されたとき)		
	(1)融資実行報告書(様式第7号)	
	①譲渡人、譲受人、債権譲渡の表示が様式第1号と一致するか。	

↓

請求書の受領 (年 月 日)

5. 工事請負代金の請求書類		
	(1)工事請負代金請求書(様式第8号)	
	(2)債権譲渡承諾書(様式第1号)の写し	
	(3)譲渡人及び譲受人の印鑑証明書	
	(4)債権譲渡契約証書(様式第3号)の写し	